商品概要説明書

スーパー定期貯金<単利型>

(2025年11月4日現在)

ご利用いただける方 ・個人 給与・公的年金(国民年金・厚生年金・共済年金)の受取金融機関当 JAに指定し、振込実績のある方当 JAに農産物販売の実績がある方住宅ローンをご利用の方 JAカート 契約者・法人(団体を含む。)法人IB契約先 期間・定型方式 1年	
当 JA に農産物販売の実績がある方 住宅ローンをご利用の方 JA カード契約者 ・法人(団体を含む。)法人 IB 契約先 期間・定型方式 1年	年
JA カート 契約者 ・法人(団体を含む。)法人 IB 契約先 期間 ・定型方式 1年	年
・法人(団体を含む。)法人 IB 契約先 期間 ・定型方式 1年	年
期 間 ・定型方式 1 年	年
1年	年
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	年
	年
・自動継続(元金継続または元利金継続)のみの取扱いとなり、預入から	
後の満期日以降は段階金利型定期貯金ではない「スーパー定期貯金<単利	」型
>」としての継続となります。	
預入方法 (1) 35.1 七注	
・一括預入	
※窓口でのお取扱いのみとなります。 (2)預入金額 ・10万円以上	
(2) 預入並領 · 10 万円以上 · 1 円単位	
払戻方法 ・満期日以後に一括して払い戻します。	
利息	
(1) 適用金利 ・預入時および自動継続時のスーパー定期貯金<単利型>の店頭表示金利	:以
下のとおり金利を上乗せします。なお、金利上乗せの適用は3回目の満	-
までとなります。3回目以降の自動継続の場合には、原則として自動継続	
のスーパー定期貯金<単利型>の店頭表示金利を当該満期日まで適用し	ょ
す。	
① 預入時 年 0.20%上乗せ	
② 1回目継続時 年 0.30%上乗せ	
③ 2回目継続時 年 0.45%上乗せ	
よい 人们は熱パー屋(**本利) と 旧人) L - 七寸日の如相な11 と (古) - トフト	. ^
・なお、金利情勢が大幅に変動した場合は、本商品の新規預入を停止する場	育
があります。(2) 利払頻度 ・満期日以後に一括して支払います。	
(2) 利払頻及	
(4)税 金 ・個人のお客さまは 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税、	沚
(4) 税 並 「個人のお各さまは20.313/6 (国税 15.313/6、地方税 3/6) ※の方編床税、	14
へのね各さまは総合課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。	
(5)金利情報の入手 ・金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口にお問合せください。	
方法	
手数料 -	
子 女 	
(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)	
・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度	:)
の取扱いができます。	/
・個人のお客さまは通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバン	′ ク
アプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金	:明
細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。	
 中途解約時の取扱い ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第 4 位以下切捨て)[=
より計算した利息ともに払い戻します。	
① 6か月未満 解約日における普通貯金利率	
② 6 か月以上 1 年未満 約定利率×50%	

貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、 要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの)を除く。)と合 わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融共済部金融課(電話:0229-66-1222)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機 関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相 談所にお申し出ください。 ・東京弁護士会紛争解決センター(電話 03-3581-0031) ・第一東京弁護士会仲裁センター(電話 03-3595-8588) ・第二東京弁護士会仲裁センター(電話 03-3581-2249)
	仙台弁護士会紛争解決支援センター (JAバンク相談所を通じてのご利用となります。詳しくは上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
	「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる 事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A加美よつば